

政令第百四十一号

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、関税定率法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十六号）の施行に伴い、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第五条及び別表、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第十二号、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項、第七条の八第一項、第八条の二第三項及び第四項、第九条第一項並びに別表第一、畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第一百八十三号）第十八条第二項、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第一条第二号イ及びニ並びに沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条　関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「広島」を
———
徳島———
島島島島
に改める。

（関税定率法施行令の一部改正）

第一条 関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第二項に次の一号を加える。

五 児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）

のうち同法第六条の三第九項、第十項若しくは第十二項又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものであつて同法第六条の三第二十三項に規定する事業を行う施設（前三号に掲げる施設を除く。）

（関税暫定措置法施行令の一部改正）

第三条 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条の十一」を「第十九条の十」に改める。

第十四条第一項ただし書中「令和六年度」を「令和七年度」に、「令和五年度」を「令和六年度」に改める。

める。

第十九条の三の表中九の項を削り、同表の十の項中「五十九の項」を「五十八の項」に改め、同項を同

表の九の項とし、同表中十一の項を十の項とし、十二の項から十九の項までを一項ずつ繰り上げ、二十の項を削り、同表の二十一の項中「五十九の項」を「五十八の項」に改め、同項を同表の十九の項とする。

第十九条の九を削り、第十九条の十を第十九条の九とし、第十九条の十一を第十九条の十とする。

第二十五条第一項中「第八項第一号」を「第九項第一号」に改め、同条第三項中「第七項及び第八項」を「第八項及び第九項」に改め、同条第八項第四号中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項第二号中「日」の下に「から起算して二年を経過した日」を加え、同項第三号中「について」の下に「特別」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「特恵関税について」の下に「特別」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第八条の二第三項に規定する」の下に「同項の規定による特恵関税（同項に規定する特恵関税をいう。以下この項、次項及び第八項第三号において同じ。）について特別の便益を与えることが適當であるものとして」を加え、「同項の」を「同条第三項の」に改め、「（同項に規定する特恵関税をいう。次項及び第七項第三号において同じ。）」を削り、「について」の下に「特別」を加え、「指定したもの」を「指定した国」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 法第八条の二第三項に規定する国際連合総会の決議により後発開発途上国とされている国に準ずるものとして政令で定める国は、国際連合総会の決議により後発開発途上国とされていた国であつて後発開発途上国でなくなる国際連合総会の決議の日から起算して二年を経過するまでの国とする。

第三十二条第一項第一号中「受ける児童」の下に「若しくは同条第二十三項に規定する事業による遊び及び生活の場の提供を受ける乳児若しくは幼児」を加える。

第三十三条第五項中「」及び「」を「」並びに「」に改め、「保育を行う者」の下に「若しくは同条第二十三項に規定する事業による遊び及び生活の場の提供を行う者」を加える。

別表第一の二十八の項を次のように改める。

二十四	削除
-----	----

別表第一中二十八の二の項を削る。

別表第一の四十四の項を次のように改める。

別表第一の五十一の項を次のように改める。

五十一 削除

別表第一中五十八の項を削り、五十九の項を五十八の項とする。

(税関関係手数料令の一部改正)

第四条 税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の五第一項から第三項までの規定中「令和七年三月分」を「令和九年三月分」に改める。

(関税率定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令の一部改正)

第五条 関税率定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令（昭和三十年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

「シリア

別表中近東の項中「シリア」を
に改める。

レバノン

(関稅割當制度に関する政令の一部改正)

第六条 関稅割當制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表期間の欄中「令和六年四月一日から令和七年三月三一日まで」を「令和七年四月一日から令和八年

三月三一日まで」に改め、同表数量の欄中「五一、〇〇〇トン」を「四九、九〇〇トン」に、「四、二三一三、五〇〇トン」を「四、二四九、三〇〇トン」に、「三一八、九〇〇トン」を「三一四、四〇〇トン」に、「七八、五〇〇トン」を「五一、七〇〇トン」に、「一四三、五〇〇トン」を「一三五、三〇〇トン」に、「五〇五、五〇〇トン」を「五一九、七〇〇トン」に、「一六八、五〇〇トン」を「一六〇、七〇〇トン」に、「五、七〇〇トン」を「三、〇〇〇トン」に、「八、二〇〇トン」を「八、八〇〇トン」に、「三七、一〇〇トン」を「三五、八〇〇トン」に改める。

(畜産経営の安定に関する法律施行令の一部改正)

第七条 畜産経営の安定に関する法律施行令（昭和三十六年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表脱脂粉乳の項中「受ける児童」の下に「若しくは同条第二十三項に規定する事業による遊び及び生活の場の提供を受ける乳児若しくは幼児」を加える。

(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正)

第八条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百

二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号ニ中「別表第八六号の二」を「同表第八六号の二」に改め、同号ト中「第四七号の五」を「第四七号の六」に改め、「第五七号の一五」の下に「、第五七号の一九」を加え、「第八五号まで」を「第八四号の二まで、第八五号」に改め、同号中トをリとし、ヘをトとし、トの次に次のように加える。

チ 別表第四七号の二に規定する請求に対する関税法第一百二条第一項（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の規定による証明書類（自動車の輸入の許可を証するものに限る。）の交付

第一条第一項第二号ホの次に次のように加える。

ヘ 別表第四三号に規定する申立てに対する関税法第六十九条の四第三項（輸出してはならない貨物に係る申立て手続等）（同法第七十五条（外国貨物の積戻し）（同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）において準用する場合を含む。）の規定による通知又は同表第四三号の五に規定する申立てに対する同法第六十九条の十三第三項（輸入してはならない貨物に係る申立て手続等）の規定による通知

第一条第一項第二号の次に次の二号を加える。

一の二 関税法第六十九条の三第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項（輸出してはならない貨物に係る認定手続）、第六十九条の六第十一項（輸出差止申立てに係る供託等）、第六十九条の七第三項、第五項若しくは第六項（輸出してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等）、第六十九条の八第三項若しくは第四項（輸出してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求め）若しくは第六十九条の十第三項若しくは第十二項（輸出してはならない貨物に係る認定手続を取りやめることの求め等）（これらの規定を同法第七十五条において準用する場合を含む。）の規定による通知（同法第六十九条の三第一項に規定する特許権者等に対するものに限る。）に関する業務又は同法第六十九条の十二第一項から第三項まで、第六項若しくは第七項（輸入してはならない貨物に係る認定手続）、第六十九条の十五第十一項（輸入差止申立てに係る供託等）、第六十九条の十七第三項、第五項若しくは第六項（輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等）、第六十九条の十八第三項若しくは第四項（輸入してはならない貨物に係る認定手続における農林水産大臣等への意見の求め）若しくは第六十九条の二十第三項若しくは第十二項（輸入してはならない貨

物に係る認定手続を取りやめることの求め等）若しくは関税法施行令第六十二条の十六第七項（輸入してはならない貨物に係る認定手続）の規定による通知（同法第六十九条の十二第一項に規定する特許権者等に対するものに限る。）に関する業務

一の三 関税法第六十九条の六第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第七十五条において準用する場合を含む。）又は第六十九条の十五第一項若しくは第二項の規定による命令に関する業務

第一条第一項第四号中「前三号」を「第一号、第二号若しくは前号」に改め、同条第四項第三号中「申請」の下に「又は同条第三項の規定による植物検疫証明書の交付」を加える。

第三条第二項中「（同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）」を削る。

別表中第四六号の一〇を第四六号の一一とし、第四六号の五から第四六号の九までを一号ずつ繰り下げ、第四六号の四の次に次の一号を加える。

四六の五 関税法第七十七条の三第二項（日本郵便株式会社による関税の納付等）の規定による報

告

別表中第四七号の五を第四七号の六とし、第四七号の四を第四七号の五とし、第四七号の三を第四七号の四とし、第四七号の一の次に次の一号を加える。

四七の三 関税法第一百五条第一項第一号（税関職員の権限）の規定による関係書類（日本郵便株式会社が保存する郵便物に係る電磁的記録に限る。）の提出

別表第八四号の一の次に次の一号を加える。

八四の三 石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第十五条第二項（引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例）の規定による申告書の提出

別表第八五号中「（昭和五十三年法律第二十五号）」を削る。

附 則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第八条の規定は、同年十月十一日から施行する。